



発行 東京都

目次

規則

○特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則 (東京消防庁企画調整部企画課) ……

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (環境局環境改善部化学物質対策課) ……

○救急医療機関の認定及び協力申出の撤回 (福祉保健局医療政策部救急災害医療課) ……

○種痘生産事業者の登録の失効 (産業労働局農林水産部森林課) ……

○車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等 (建設局道路管理部路政課) ……

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (生活文化局都民生活部管理法人課) ……

規則

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十四号

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員服制規則 (昭和二十五年東京都規則第八十六号) の一部を次のように改正する。

別表第二防火帽の部地質の項中「の若草色仕上げのもの」を「で金属的な光沢を加えた若草色」に改め、同部製式の項中「かぶと型」を「フリッジ型」に改め、「とする」の下に「。前部には、顔面保護板を付ける」を加え、同部き章の項中「革又は合成皮革製台地とし」を「台地に」に改め、「金属製」を削り、同表保安帽の部地質の項を次のように改める。

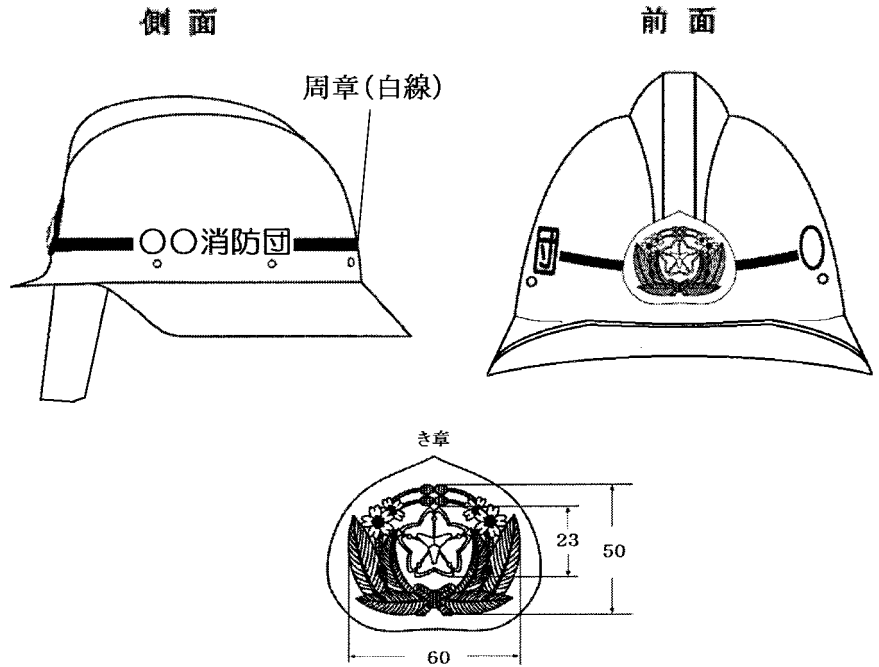
地質

ガラス繊維を基材としたポリエステル樹脂による強化プラスチックで若草色とする。

別表第三消防団旗の部き章の項中「白く染め抜き、縁どりは青色と」を「金色及び銀色で刺しゅう」に改め、同部房の項中「黄色」を「金色」に改める。

別図中(共)を次のように改める。

(十六)
防火帽



附則

- 1 この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特別区の消防団員服制規則の規定による防火帽及び消防団旗については、当分の間、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第八百十三号

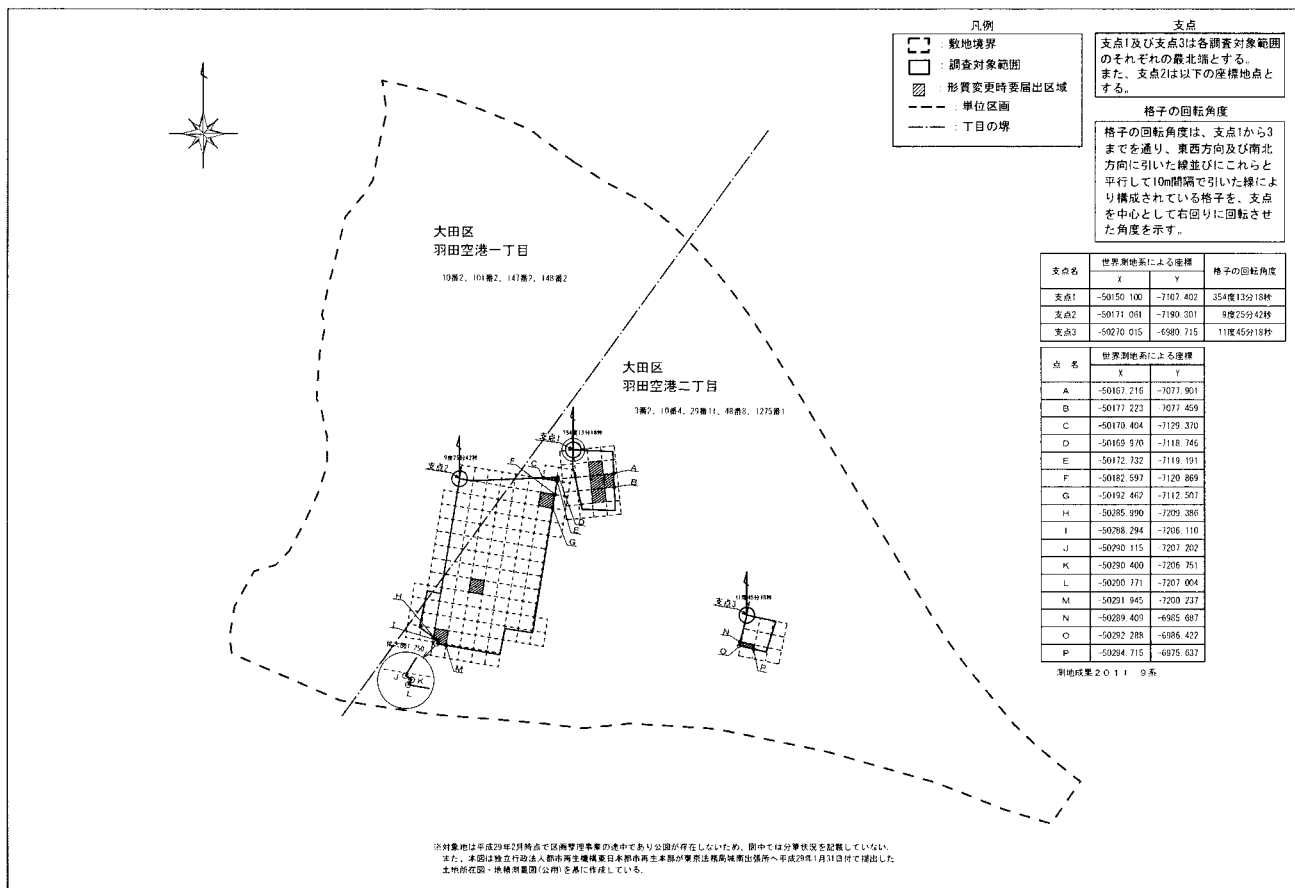
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目及び同区羽田空港二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一・一トリクロロエタン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



●東京都告示第八百十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名称	所在地	認定期間
医療法人伯鳳会東	墨田区東向島二丁目	平成二十九年五月一日から
京曳舟病院	二十七番一号	平成三十二年四月三十日まで

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名称	所在地	撤回年月日
医療法人社団明芳	葛飾区西新小岩四丁目十八番一号	同右
会イムス東京葛飾	目十八番一号	同右
総合病院		

名称	所在地	撤回年月日
医療法人伯鳳会白	墨田区東向島四丁目二番十号	平成二十九年四月三十日
鬚橋病院		
医療法人社団明芳	葛飾区堀切三丁目二番十五号	同右
会新葛飾病院		

●東京都告示第八百十五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号 第四十二号

二 生産事業者

(一) 氏名又は名称 三宅村森林組合

代表理事組合長 平松 一成

(二) 住所

三宅島三宅村坪田千七百七十四番地

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

神着事業所 三宅島三宅村神着
伊豆事業所 三宅島三宅村伊豆

●東京都告示第八百十六号

車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条

第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 平成二十九年五月十九日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積

載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上 (又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上) の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名	指定区間
千代田練馬田無線	新宿区中落合三丁目九番地先から豊島区南長崎六丁目七番地先まで
新宿国立線	杉並区永福四丁目十九番地先から同区浜田山三丁目二十八番地先まで
八王子あきる野線	八王子市戸吹町千四百十二番三地先からあきる野市牛沼六百番地先まで
八王子町田線	町田市根岸町千九番八地先から同市中町二丁目五番地先まで
相模原町田線	町田市森野五丁目一番地先から同市中町二丁目五番地先まで

相模原大蔵町線

町田市根岸町千一番二十六地先から同市忠生四丁目一番地先まで

淵上日野線

八王子市戸吹町千四百十七番六地先から同市左入町三百六十五番地先まで

白金台町等々力線

港区白金台五丁目二十三番地先から目黒区碑文谷四丁目二十四番地先まで

御徒町小岩線

墨田区太平一丁目十四番地先から同区太平三丁目十二番地先まで

日本橋芝浦大森線

品川区八潮一丁目四番地先

赤坂杉並線

杉並区和泉二丁目五番地先から同区永福三丁目五十七番地先まで

角筈和泉町線

新宿区西新宿四丁目三十三番地先から渋谷区本町一丁目五十五番地先まで

新荒川堤防線

江東区東砂六丁目十七番地先から同区所十番地先まで

亀戸葛西橋線

江東区東砂六丁目八番地先から同区東砂八丁目二十番地先まで

新宿副都心三号線

新宿区西新宿二丁目八番地先から同区所十番地先まで

新宿副都心十二号線

新宿区西新宿三丁目六番地先から同区西新宿二丁目八番地先まで

新宿副都心十三号線

新宿区西新宿三丁目八番地先から同区西新宿二丁目十一番地先まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人World Scholar's Cup Japan

三 代表者の氏名

矢嶋 花菜

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区和泉一丁目九番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は日本の中学生・高校生を対象に、グローバルスタンダードで競うアカデミックな大会を開催し、学ぶ喜びを啓発し、国際社会で戦える有望な人材育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おもしろローカル線をつくる会

三 代表者の氏名

鳥塚 亮

四 主たる事務所の所在地

東京都北区志茂二丁目五十番二一〇五号 GRAN DEMAI SONAKABANE

五 定款に記載された目的

この法人は、日本全国のローカル線を活用して、文化、観光、環境、教育、経済活動等様々な分野での交流活動を行い、その地域に関わるヒト・モノ・コトにおいて思いを届け、地域の人々がその地域にこだわりと誇りを持つための基盤を創り、格差のない地域社会及び持続可能な地域活性化と日本全体の活力の創出に寄与ことを目的とする。上記の目的のもと、ローカル線の存在価値を再確認しローカル線を廃止にせず有効活用をすることで、結果として大切な地域の足が守られ、過疎化や衰退にストップをかけることを目指す。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きいろいひよこ

三 代表者の氏名

原島 恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中央一丁目四十三番十五一〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て準備中の方や、子育てをしている親をはじめ、乳幼児から高齢者まで地域のすべての人を対象として、住民の自主的な意思と協力による交流と見守りの広場の運営や、困りごとの相談支援の活動を通して、安心して住み続けられる地域、生き生きと暮らせる地域にするために努めることで、地域の活性化を図り、未来ある地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人法律を勉強する会

三 代表者の氏名

佐藤 祐司

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区北品川五丁目五番十五一四一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、法曹を志す者及び社会生活に法律を役立てたい者を対象として、広く門戸を開き、無償にて勉強会を行うことにより、誰でも法律を勉強できる機会を作り、社会教育の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人肝臓内視鏡外科研究会

三 代表者の氏名

金子 弘真

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区南千住六丁目三十七番一〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、肝疾患に対する内視鏡下手術に関する研究、教育および普及をするために、

研究者主導臨床研究および研究者主導臨床試験を行う研究機関や研究者に対しての支援、肝疾患に対する内視鏡下手術に関する情報提供、臨床研究に関する教育事業を行い、もって一般市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする（以上原文のまま掲載）

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001